| ▽意見案第1号 | ついて。 | ▽議案第13号 | のであることから策定をし、 | いく。 |
|--------------|--------------|--------------|---------------|---------------|
| 条例の設定について | 部を改正する条例の設定に | ジ等でPRをしていく。 | 町づくりの将来像を描くも | を見極めながら発注をして |
| の技術上の基準等に関する | 幌延町営住宅条例等の一 | ターと連携し、ホームペー | な策定義務がなくなったが、 | の要望もあるが、今後状況 |
| 幌延町公共下水道の構造 | ▽議案第17号 | 彎北海道酪農担い手セン | 総合計画の基本構想の法的 | の発注時期は、野球連盟等 |
| ▽議案第22号 | なければならない。 | ようにPRしていくのか。 | する法律が公布され、町の | どおり終了している。工事 |
| について | 村がそれぞれ条例で設定し | ₿就農者の誘致促進をどの | 地方自治法の一部を改正 | 彎改修工事については予定 |
| 格基準に関する条例の設定 | 護保険法が改正され、市町 | 展を図ろうとするもの。 | 設定について | きないか。 |
| 並びに水道技術管理者の資 | 一括法の改正の関係で介 | 進及び本町酪農の持続的発 | 例の一部を改正する条例の | し早い時期に工事発注はで |
| 者の配置基準及び資格基準 | いて | り、就農者の経営安定の促 | 幌延町まちづくり基本条 | かったのか。また、もう少 |
| 幌延町水道布設工事監督 | 準を定める条例の設定につ | 意欲ある就農希望者を募 | ▽議案第9号 | の大雪で工事に支障はな |
| ▽議案第11号 | 的な支援の方法に関する基 | 関する条例の設定について | 事業特別会計補正予算 | を行っているが、昨年暮れ |
| よる。 | 係る介護予防のための効果 | 幌延町新規就農者支援に | 平成24年度幌延町下水道 | 闘スポーツ公園の改修工事 |
| 地域主権一括法の公布に | 密着型介護予防サービスに | ▽議案第12号 | 道事業特別会計補正予算 | た契約にして行く。 |
| める条例の設定について | 備及び運営並びに指定地域 | をする内容。 | 平成24年度幌延町簡易水 | るが、新年度は実績に応じ |
| 等の構造の技術的基準を定 | 護予防サービスの人員、設 | 部改正に伴い、文言の整理 | 険特別会計補正予算 | 契約に基づいて実施してい |
| 幌延町準用河川管理施設 | 幌延町指定地域密着型介 | 障害者の自立支援法の一 | 平成24年度幌延町介護保 | |
| ▽議案第20号 | 定める条例の設定について | る条例の設定について | 齡者医療特別会計補正予算 | ていないが。 |
| 準を定める条例 | 備及び運営に関する基準を | める条例等の一部を改正す | 平成24年度幌延町後期高 | 今年の大雪の中で増額され |
| 係る道路の構造に関する基 | サービスの事業の人員、設 | 審査会の委員の定数等を定 | ▽議案第5号~第8号 | 雪サービスを行っているが、 |
| の移動等の円滑化の促進に | 幌延町指定地域密着型 | 幌延町障害程度区分認定 | ている。 | ●高齢者生活支援事業で除 |
| 幌延町高齢者、障害者等 | ▽議案第15・16号 | ▽議案第11号 | 適な環境にするように考え | いる。 |
| ▽議案第19号 | ❷町長があたる。 | 正する。 | 制換気によりできるだけ快 | 刷会社で校正作業を行って |
| の適用。 | 間本部の体制は。 | ら、特殊勤務手当制度を改 | が、クーラー等はなく、強 | わせによるもので、現在印 |
| 改良中の路線は従前の基準 | まえ町は対策本部を設置。 | 師の待遇改善を図る必要か | 彎病室が南向きで、暖かい | 彎減額された要因は見積合 |
| 等、技術的基準を定める。 | インフルエンザの経験を踏 | 座に召集し対応できる看護 | では。 | 今どこまで進んでいるのか。 |
| 歩道の構造、工作物の構造 | 平成21年に発生した新型 | 当直の看護師の他に、即 | り暑苦しく風通しも悪いの | 制作費の減額要因と制作が |
| 員、設計速度、曲線半径、 | ついて | する条例の設定について | るが、夏などは病室がかな | 間教育費の社会科副読本の |
| 本条は道路の車線数、幅 | ザ等対策本部条例の設定に | に関する条例の一部を改正 | ◎新しい施設で快適に感じ | |
| 定について | 幌延町新型インフルエン | 幌延町職員特殊勤務手当 | 号 | 全ての研修を終えたのか。 |
| 的基準等を定める条例の設 | ▽議案第14号 | ▽議案第10号 | 所特別会計補正予算 第2 | 円の減額となっているが、 |
| 幌延町道路の構造の技術 | の設定について | る。 | 平成24年度幌延町立診療 | ₿職員研修事業で90万3千 |
| ▽議案第18号 | 幌延町暴力団の排除条例 | 議会の議決を得るものとす | ▽議案第4号 | 4千円とする。 |